

平成23年5月13日(金)

東日本大震災により被災された方々への 他行預金払戻しにおける対象金融機関の追加について

今回の東日本大震災により被災された方々に対しまして、心からお見舞い申し上げますとともに、被災地の1日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

株式会社トマト銀行(取締役社長 中川 隆進)では、このたびの震災や原子力発電所事故に伴い、被災地域から避難されている方々への金融上の特別措置として、当社窓口において他行預金の払戻しを行っておりますが、平成23年5月13日(金)から、筑波銀行を新たに対象金融機関に追加いたしますので、お知らせいたします。

記

1 追加する対象金融機関

本店所在地	金融機関名
茨城県	筑波銀行

<ご参考>追加後の対象金融機関

本店所在地	金融機関名
岩手県	岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、宮古信用金庫
宮城県	七十七銀行、仙台銀行、杜の都信用金庫、石巻信用金庫、 気仙沼信用金庫、石巻商工信用組合
山形県	荘内銀行、山形銀行、きらやか銀行
福島県	東邦銀行、福島銀行、大東銀行、ひまわり信用金庫、 あぶくま信用金庫、いわき信用組合、相双信用組合
茨城県	常陽銀行、 <u>筑波銀行</u>

※ 下線が新たに追加した金融機関

2 取扱いの概要

対象となる預金	普通預金、当座預金等の流動性預金 ※なお、定期預金については取引金融機関にお問い合わせください。
払戻し限度額	原則、法人・個人とも、1口座につき1日10万円(千円単位)
取扱時間	本支店の平日営業時間内
払戻し申込時にご持参 いただきたい書類等	以下の書類等をできる限りお持ちください。これらの書類等をお持ちいただきますと、手続きを円滑に行うことができます。 (1)預金通帳・証書 (2)届出の印鑑 (3)ご本人が確認できる書類(運転免許証等) ※上記の書類等をお持ちでない場合でも、ご本人の確認ができれば払戻しは可能です。当社窓口にご相談ください。
ご留意事項	預金の払戻しについては、ご本人の確認等により、通常より時間がかかる場合や翌営業日の取扱いとさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

以上

本件に関するお問い合わせ先	事務システム部 大藤	TEL 086-221-1204
報道関係のお問い合わせ先	経営戦略室(広報担当) 藤岡・齋藤	TEL 086-221-1057